

## 標 識

下記特定空家等の所有者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第3項の規定に基づき措置をとることを、令和8年3月17日伊那市指令7管第1-146号により、命ぜられています。

## 記

### 1. 対象となる特定空家等

所在地 伊那市高遠町西高遠227番地3

伊那市高遠町西高遠226番地

用 途 居宅・作業所

### 2. 措置の内容

空家の除却又は2階と3階の撤去を行うこと、建物内のごみを運び出し関係法令に従って適切に処理すること。

### 3. 命ずるに至った事由

対象となる空家は窓ガラスが損壊しており、風雨における屋根材の飛散や落下の危険がある。また、建物内にはごみが大量に散乱しており、小動物のすみかになる可能性がある。さらに、周辺住民から、度重なる改善の要望がある。

### 4. 命令の責任者

伊那市建設部管理課 課長 酒井 淳一

連絡先：0265-78-4111

### 5. 措置の期限

令和8年6月30日